

令和5年11月

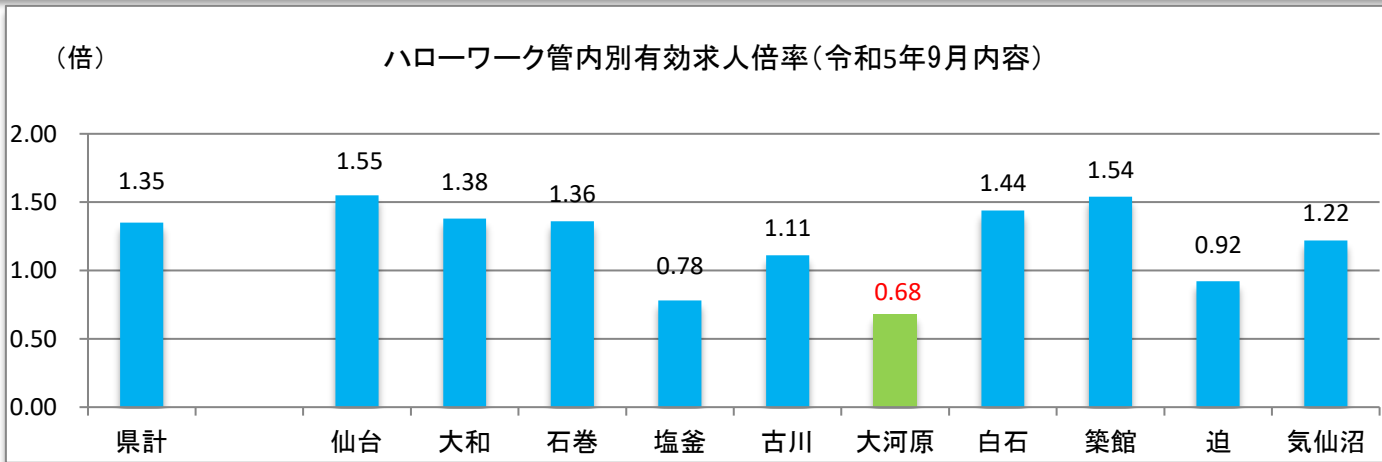
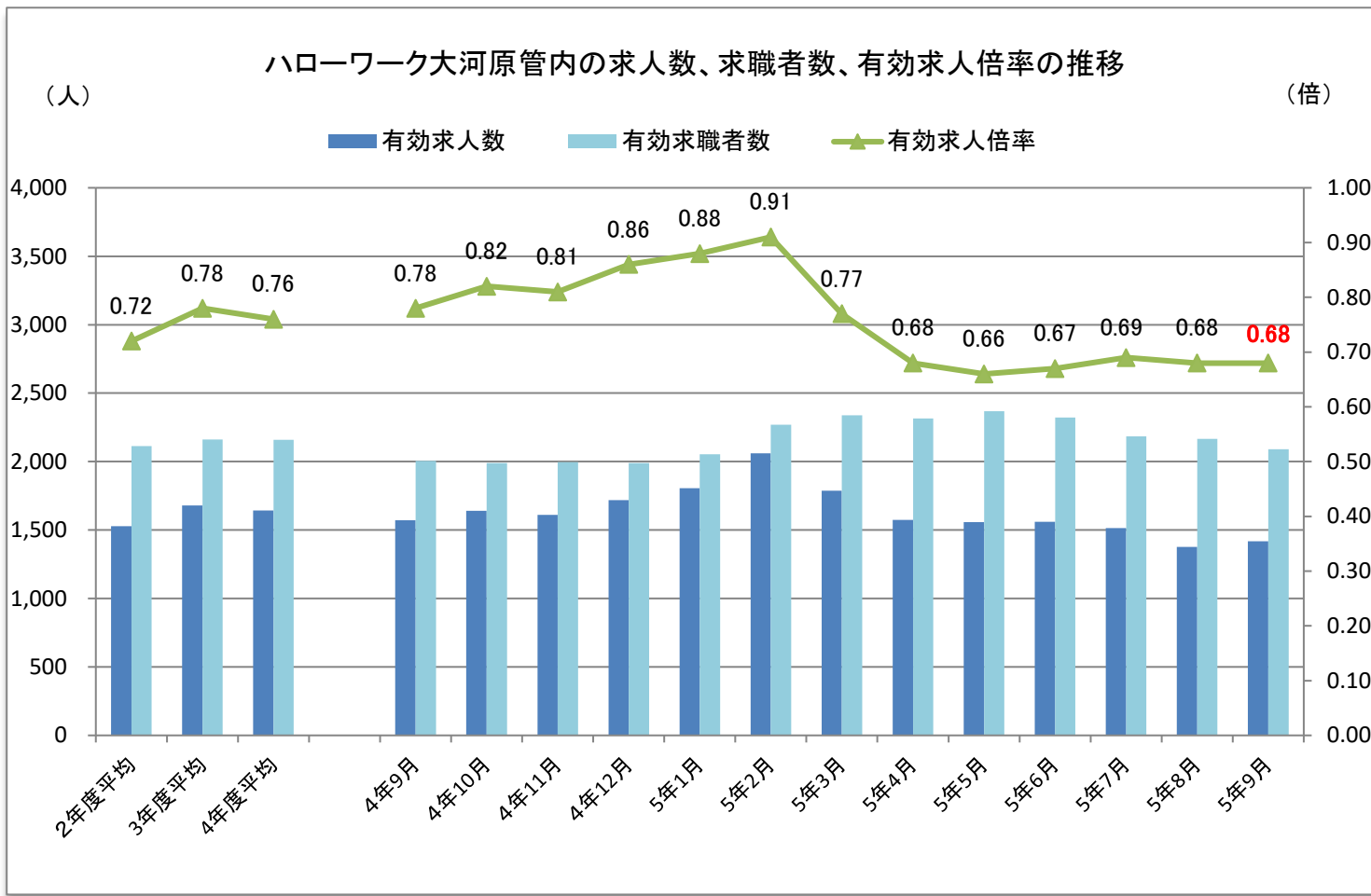
管内の雇用状況(令和5年9月内容)

ハローワーク大河原
〒989-1201
柴田郡大河原町大谷字町向126-4
オーガ1F
電話 0224-53-1042

有効求人倍率 0.68倍

ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中でも低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところですが、当ハローワークには安定した職業を目指す求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっております。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

<メモ>有効求人倍率は、仕事を探している人、1人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると仕事を探している人より求人の数が多く、下回ると求人の数より仕事を探している人の数が多いことを示しています。

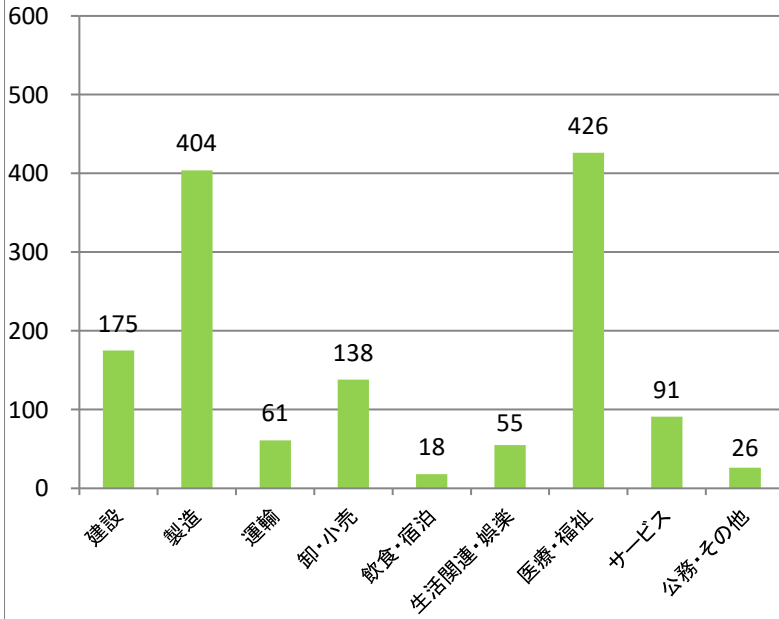


※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれています。

主な産業の新規求人数

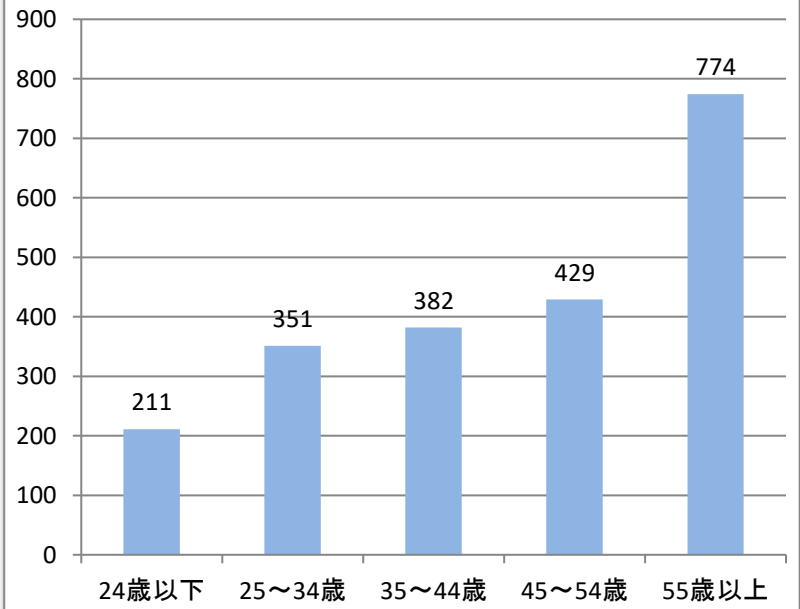
■ 5年7月～5年9月



※3か月間に申し込まれた新規求人数の合計です。

年齢層別求職者数

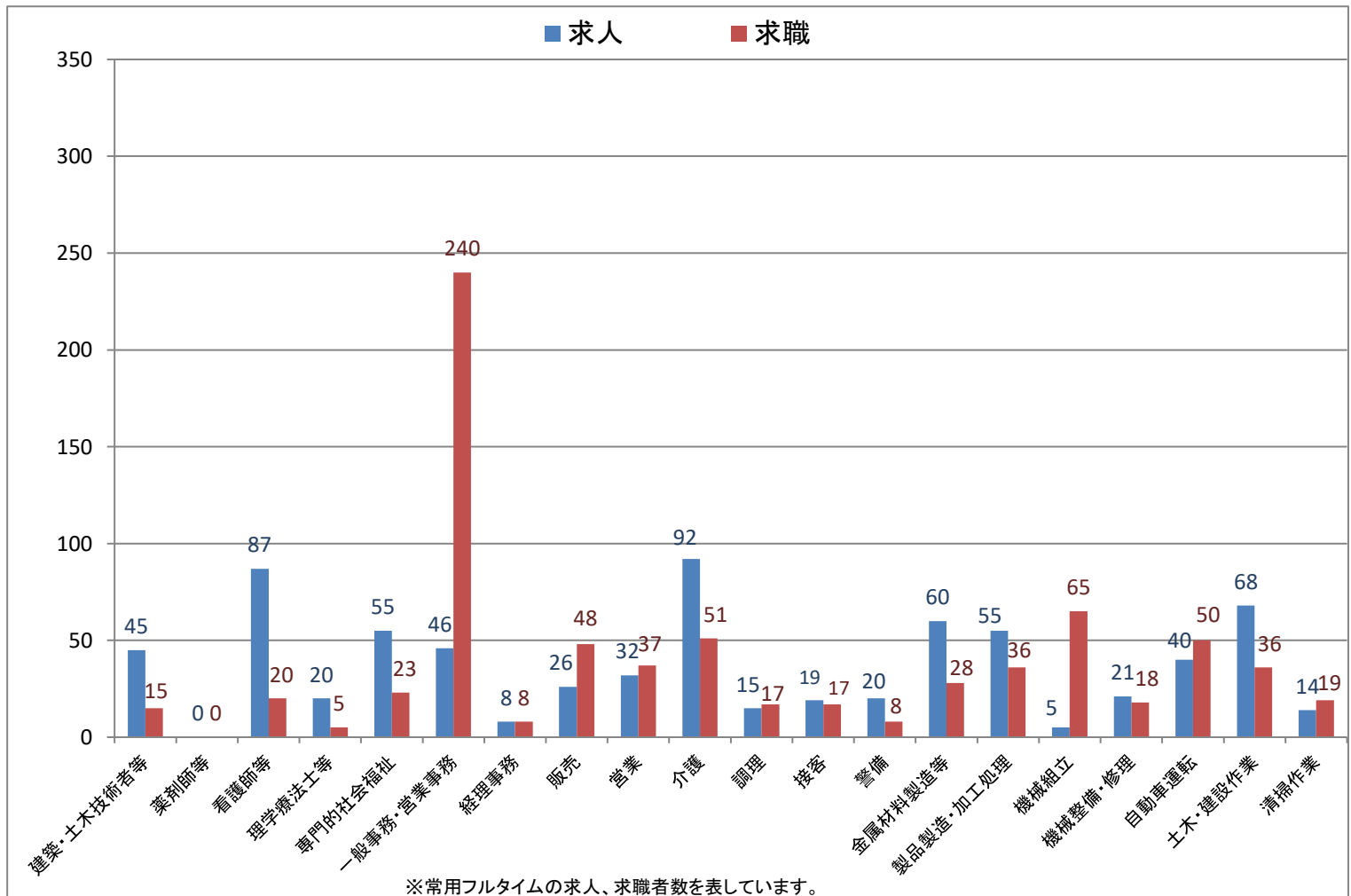
■ 5年7月～5年9月



※3か月間の月間有効求職者数の月平均数です。

主な職種の求人・求職バランス表

【5年9月内容】



※常用フルタイムの求人、求職者数を表しています。

職業別新規求人賃金情報

【5年7月～5年9月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	24	0	3	5	10	12	15	18
薬剤師等	1	0	0	0	0	0	0	1
看護師等	53	0	9	20	42	45	36	14
専門的・社会福祉の職業	48	1	9	36	31	15	9	5
一般事務員・営業事務員	47	6	30	26	17	6	2	1
経理事務員	6	0	4	3	5	5	4	3
販売員	25	0	21	22	22	1	1	0
営業員	23	0	7	12	17	16	14	10
介護の職業	52	0	31	45	30	17	1	0
調理の職業	12	0	6	5	7	6	5	4
接客の職業	12	0	6	9	9	1	1	0
警備員	6	1	5	2	1	1	0	0
金属材料製造の職業	39	0	20	35	31	23	18	8
製品製造・加工の職業	21	0	12	18	18	11	6	0
機械組立の職業	3	0	3	2	0	0	0	0
機械整備・修理の職業	13	0	7	8	11	9	4	3
自動車運転の職業	30	2	8	9	6	7	11	11
土木・建設の職業	35	0	2	14	22	26	24	16
電気工事の職業	6	0	3	5	5	4	4	6
清掃の職業	12	0	6	5	5	6	5	2

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人を賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。この情報は四半期ごとに更新しています。

中途採用者採用時賃金情報

【5年7月～5年9月内容】

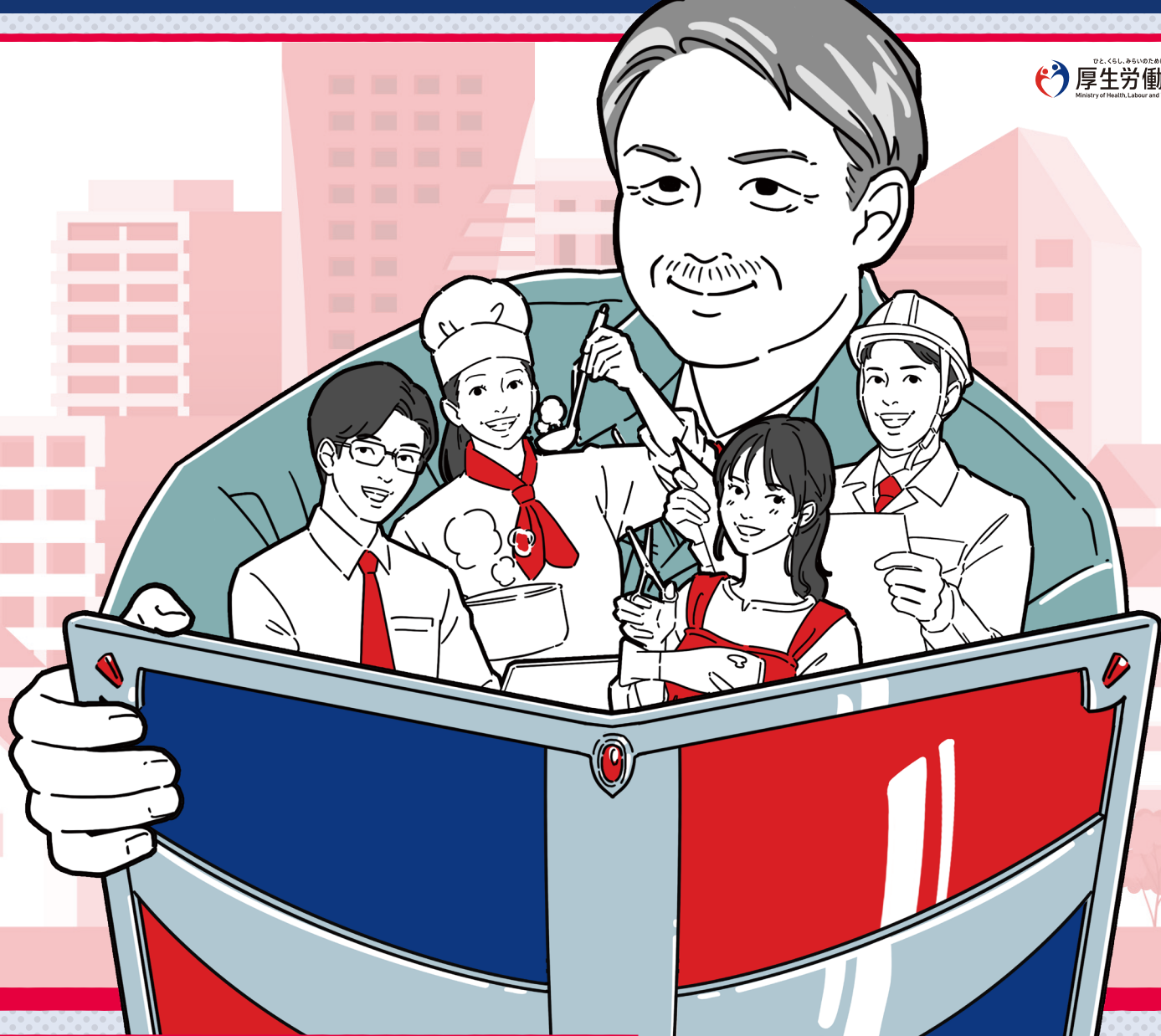
(月額、単位:千円)

	～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	200	226	248	249	224
専門・技術	191	239	254	265	272
事務	173	203	221	257	*
販売	*	235	330	305	*
サービス	*	201	214	212	*
警備	*	*	*	*	270
農林漁業	*	*	203	*	*
運輸	213	237	232	248	211
生産工程・労務	210	228	255	228	215

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この情報は四半期ごとに更新しています。



働きがいの

そばには **労働保険。**

労働保険

労災保険 + 雇用保険

✓ 雇ったら、入る。労働者を守る。

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、
労働者を一人でも雇っていたら、
労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続き可能! 口座振替納付も便利

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ▶

<https://www.mhlw.go.jp>

労働保険 特設サイト



または二次元コードから▶



事業主の皆さまへ

「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。

このリーフレットで、貴事業場について労働保険の成立手続義務の有無などをご確認の上、まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

労災保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や不幸にもお亡くなりになった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

雇用保険

労働者が失業した場合や育児・介護のため休業した場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

成立手続義務のある事業場

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業場は強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。

※強制適用以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。

労働者とは？

労働者とは、正社員、パート、アルバイトなど名称や雇用形態にかかわらず、労働に対して賃金が支払われる者をいいます。労災保険は、短時間労働者（パート、アルバイト等）を含むすべての労働者が対象となります。雇用保険は、労働時間等一定の要件を満たす場合は短時間労働者も対象となります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き労災保険、雇用保険の対象となりません。

怠り成立手続を怠っているとは？

1 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払わない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない場合があります。

電子申請での手続、口座振替納付が便利。

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

[電子申請ホームページ](#)



労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。詳しくは、厚生労働省ホームページで「労働保険料等の口座振替納付」と検索してください。

[口座振替ホームページ](#)

